

岩内町告示第61号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年8月6日

岩内町長 木村清彦

1. 都市計画の種類 用途地域
2. 都市計画を定める土地の区域
位置及び区域は縦覧に供する都市計画案の図書のとおり
3. 縦覧場所 岩内町建設経済部都市整備課